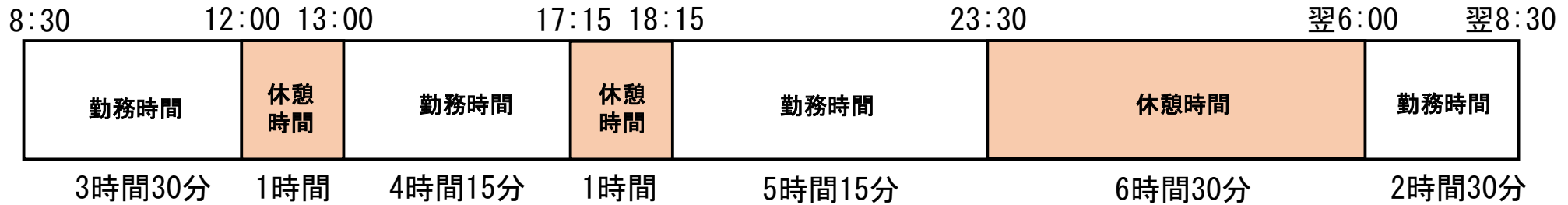


# 消防体制等の関連資料

# 消防職員の交替制勤務（当務）について

## 消防職員の交替制勤務（当務）における1日の例



合計  
 勤務時間：15時間30分  
 休憩時間：8時間30分

### 【参考：勤務ローテーションの例】 （2部制）

【凡例】  
 ○：当番日 ×：非番日 △：週休日 ▲：指定週休日

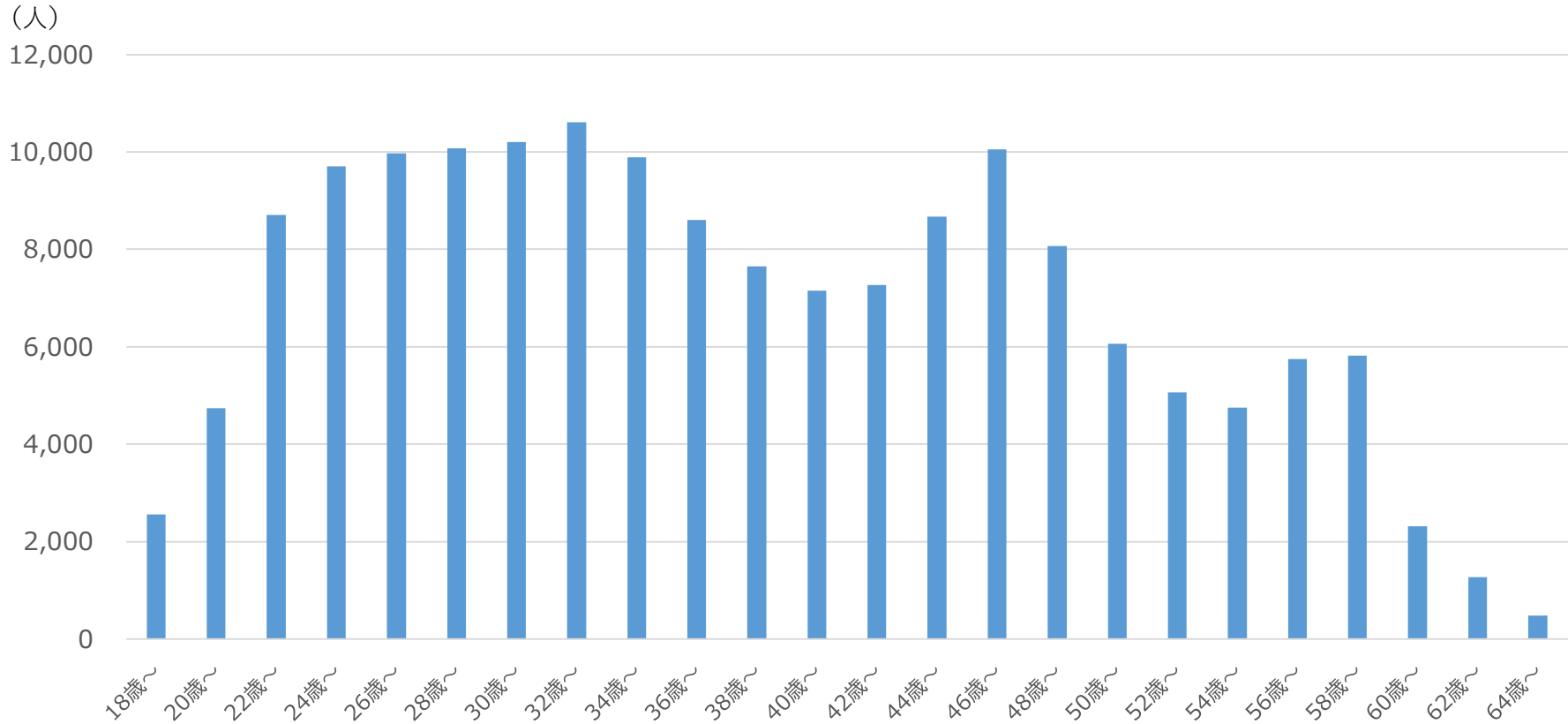
第1週							第2週							第3週							第4週						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
○	×	○	×	○	×	△	△	○	×	○	×	○	×	△	△	○	×	▲	▲	○	×	○	×	○	×	△	△

当番日○：10日間 = 一般的な公務員の20日間勤務相当 ➡ **週当たり5日間**

週休日△+▲：8日間 ➡ **週当たり2日間**

# 年齢別消防吏員構成（R3）

令和3年現在では、全国の消防吏員の年齢構成は、若年層（20代・30代）の職員の比率がやや高くなっている。

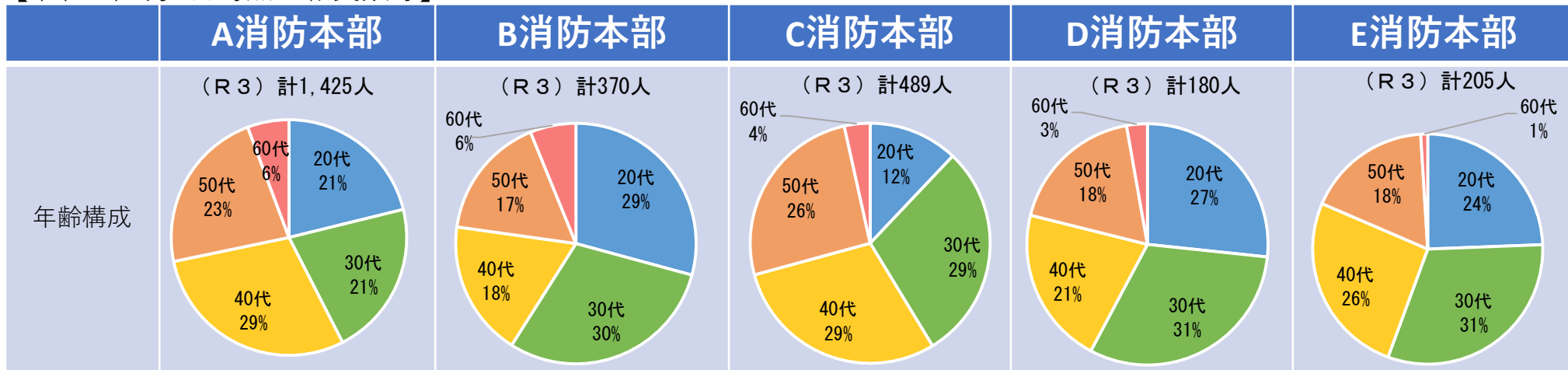


		～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	合計
R3	職員数	2,557人	43,196人	46,964人	41,225人	27,443人	4,078人	165,463人
	割合	1.5%	26.1%	28.4%	24.9%	16.6%	2.5%	100.0%

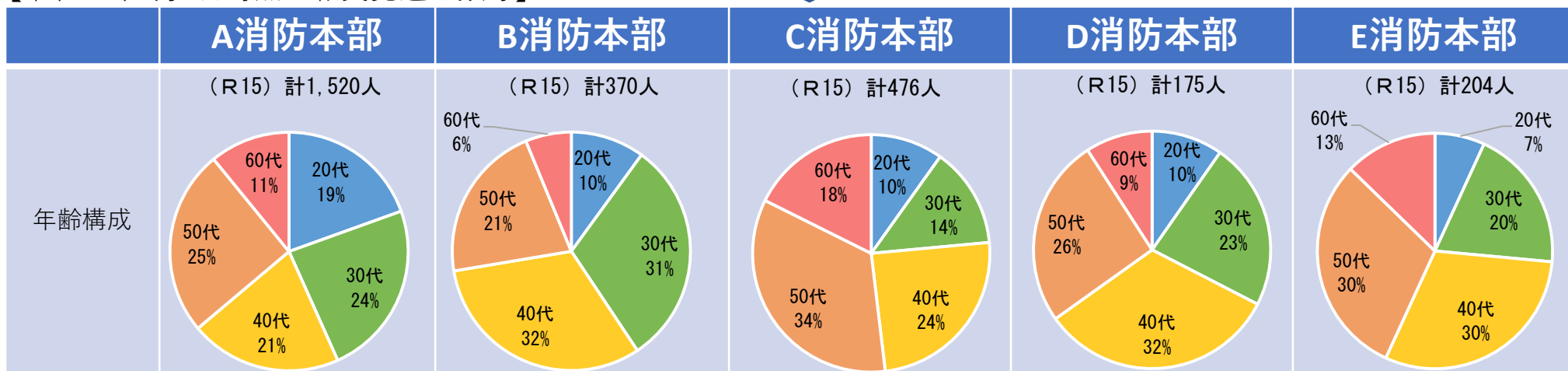
# 消防本部の年齢構成の推計（令和3年→令和15年）

令和5年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、退職補充を基本に新規採用を行う場合には、年齢構成が高くなるため、現場の災害活動体制の確保や高齢期職員の配置の工夫が必要となる。

【令和3年4月1日時点の職員数等】



【令和15年4月1日時点の職員見込み数等】



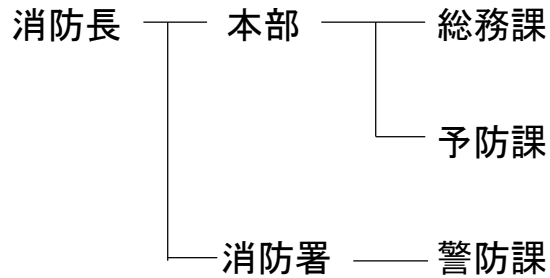
※A消防本部は、増員を予定、B～E消防本部は定員維持を前提とした年齢構成の見込み（各消防本部聞取り）

（定年上げに伴う消防本部の課題に関する研究会（第5回）を基に作成）

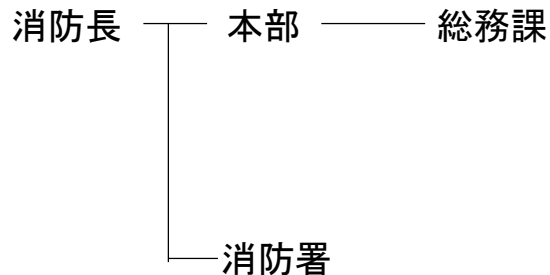
# 小規模な消防本部の組織体制の例

小規模な消防本部は署所・課室の数が少なく、職員の配置が硬直化しやすい。令和5年度から始まる定年引上げに伴い、高齢期職員の配置に当たっては、若手・中堅職員の人材育成や同じ職場でかつての部下との立場を逆転させない等の配慮を行うことが大規模な消防本部に比べ、困難な場合がある。

## A 消防本部（41人）



## B 消防本部（57人）



定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会報告書（令和4年11月）（抜粋）  
第2章 高齢期職員の活躍のための対応及び留意点  
3 高齢期職員の活躍のための対応及び留意点

### (2) 高齢期職員の適材適所の配置（対応②）

…(前略)…高齢期職員の人事管理に当たっては、高齢期職員以外の職員と同様に、職員個々の特性や意向等に応じた適材適所の配置を行うことが原則となる。これに加え、高齢期職員については体力や健康状態に配慮した人事配置が必要となってくる。…(中略)…例えば、高齢期職員のうち、体力や健康状態等が良好であり、引き続き現場業務に配置されることを希望する者については、引き続き現場業務において、培ってきた経験や知識を発揮してもらうこととなる。その一方で、高齢期職員の中には加齢に伴う身体機能の低下や健康状態に不安を抱えている場合も多いことから、そのような職員は、各人の意向も踏まえつつ、身体的負担の低い非現場業務（指令業務、予防業務、庶務業務、首長部局等）への配置を検討することが考えられる。…(中略)…なお、高齢期職員の配置を検討するに当たっては、多くの高齢期職員が組織内で職員数が相対的に少ない非現場業務に配置されることで、若手・中堅職員が非現場業務の十分な経験を積むことができなくなり、中長期的な人材育成に支障を来すことがないよう留意しなければならない。

### (3) 高齢期職員をはじめとする職員が働きやすい職場環境づくり（対応③）

…(前略)…役職定年を迎えた高齢期職員の配置換えに当たり、同じ職場でかつての部下との立場を逆転させない等の配置上の工夫により、高齢期職員のモチベーションの低下につながらないように留意する必要がある。…(後略)…